

商業地における非明示的禁止を含む禁止サインの日中比較

賈 羽飛 (金沢大学大学院生)

1. 研究背景

王(2017)は、日本の大学では禁止される行為の危険度などにより表現を様々に使い分けているのに対し、中国の大学では禁止の効果を重視し、もっぱら「～禁止」という表現を多用していると指摘している。金(2011)は、日本と韓国の禁止表現を分析し、設置場所の特性により言葉遣いに違いがあり、商業地では特に待遇の高い表現が好まれると論じている。禁止サインは、もちろん効果的でなければならないが、商業地では多くの場合、顧客が対象となるため、一定の配慮がなされていると予想できる。では、日本と中国の商業地ではどのような配慮がなされているのだろうか。本研究の目的は、日本と中国における商業地に見られる禁止サインの表現を明示性という観点から比較することにある。

2. 先行研究の批判的検討及び本稿の提案

2.1 禁止表現の定義

従来の禁止サイン研究では、禁止表現についての定義が明確でなく、否定形式による禁止表現のみを分析対象にしているものが多い。例えば、王(2017)は「飲食禁止」や「～してはいけません」など、はっきりと禁止の意味が読み取れるものを対象としており、具体的な文型によって禁止表現を分類している。金(2011)は、具体的な文型を敬語形式(普通体や丁寧体)そして表現形式(直接的や間接的)によってまとめて分類しているが、「さわるな」や「無断駐車禁止」など、否定形式の表現に限定した分析をしている。しかしながら、禁止は必ずしも否定形式のみで表現されるとは限らない。例えば、(1)から「ご家庭の一般ゴミはここに出さないでください」といった禁止の意味が読み取れる。つまり、肯定形式で相手に行動させる表現でも、禁止情報の伝達を実現できるので、否定形式の禁止表現だけを対象とすると、禁止表現の全体像が捉えにくいという問題点がある。

(1) お願い ご家庭の一般ゴミは、決められた収集場へお持ちください。

他方、増澤(2021)は日本の禁止サインが禁止を訴える相手に応じて表現形式に様々な工夫が凝らされていると指摘し、否定形式の他に、(2)と(3)のように、受信者に行動を取らせる肯定的な行為指示表現も対象として分析している。

(2) 駐車中はエンジンを切ってください。

(3) ごみは、持ち帰ろう

たしかに、増澤(2021)の調査では、受信者の行動に関わる肯定形式の用例を多数取り上げ、また、それ以外の、現場の状況だけを提示し、受信者の行動に言及しない表現の用例も分析している。しかし、どのような基準からそのような表現を取り上げたのかについては言及していないので、禁止表現の分類基準が明確でない。現場の状況だけを提示し、受信者の行動に言及していない表現とは、例えば、(4)のような受信者の行動に関わらない表現である。ここから「万引きや迷惑の行動をしないでください」といった、ある特定の行動をさせないという禁止の意味が読み取れる。

(4) 監視カメラ作動中

楊(1997)によると、日本語では要求や抗議を訴える際に「文脈の省略」がなされることがあると指摘している。つまり、現場の状況だけを提示しても禁止の意味を含意させることも可能であるということになる。そのため、受信者の行動に関わらない情報の提示についても、禁止の意味を含意しているかどうかを分析する必要がある。

以上のことから、禁止サインの研究では、否定形式のみを禁止表現と見なすのは禁止表現の全体像を適切に捉えられ

ないので、本研究では、禁止表現について、否定形式だけでなく、肯定形式の行為指示表現や行為指示表現ではないが禁止の意味が読み取れる現場の状況の提示表現も考察対象とする。そして、「禁止」などの語を含む表現と否定的な行為指示表現を「明示的禁止表現」と、(1)のような肯定的な行為指示表現を「非明示的禁止表現」と、(4)のような現場の状況の提示表現を「情報提示」とそれぞれ呼ぶことにする。

2.2 禁止表現の分類枠組み

日中共通の分類の枠組みとして、表1のように、明示的禁止表現（「禁止」「否定指示」「否定依頼」「その他」の4種類）、非明示的禁止表現（「肯定指示」「肯定依頼」の2種類）と情報提示を設定した。

明示的禁止表現について、「～禁止」、「～厳禁」や「～禁ずる」など、禁ずる行為を明記する表現を「禁止」に分類した。「～するな」、「～しない」など、否定的な行動を強く指示する表現を「否定指示」に分類した。そして、「～しないでください」、「～しないようにお願いいたします」など、ある特定の行動を取らせないよう依頼する表現を「否定依頼」に分類した。また、「～ご遠慮ください」に関しては、田北(2012)によると、「いやいや、今夜はご遠慮しときます。」と表現する場合、「No, I will refrain myself from going out tonight」という否定的な意味になっており、現代社会で若者たちによって異なった概念で使用されていると指摘している。そのため、「遠慮」という表現自体にすでに否定的な意味があるので、「～ご遠慮ください」も「明示的禁止表現」として認め、「その他」に分類する。

非明示的禁止表現について、「～する」、「～すること」など、肯定的な行動を強く指示する表現を「肯定指示」に分類し、「～してください」、「～するようにお願いいたします」など、ある行動を取らせるよう依頼する表現を「肯定依頼」に分類した。また、トイレでよく見られる「綺麗に使っていただきありがとうございます」という表現も、行動を指示していないが、「綺麗に使う」という行動の表現も入っているため、「非明示的禁止表現」の「その他」に分類した。

表1 禁止表現の明示性に注目した禁止表現の分類枠組み

明示性	表現形式	日本語用例	中国語用例
明示的禁止表現	禁止	駐輪禁止	禁止停车 (駐車禁止)
	否定指示	ロッカーの上にものを置かない!	非请勿入 (許可なしに入らないこと)
	否定依頼	ゴミ箱に空き缶・ペットボトルを捨てないでください!	请勿吸烟 (喫煙しないでください)
	その他	お支払い前の飲食はご遠慮ください。	—
非明示的禁止表現	肯定指示	幼児を乗せるときは保護者が手をつなぐこと／お会計は食品レジでお願いいたします。	行程码 打开微信扫一扫 (行程コード ウェチャットを開いてスキャンすること)
	肯定依頼	ご家庭の一般ゴミは、決められた収集場へお持ちください。	进入商场 请戴口罩 (入店する際にマスクを着用してください)
	その他	綺麗に使っていただきありがとうございます。	防控疫情, 进入广场 接受检查 谢谢配合 (感染症の発生を予防するため、広場に入る際に体調チェックを受けてください ご協力ありがとうございます)
情報提示	防犯カメラ作動中		您已进入视频监控范围 (監視エリアに入っている)

3. 調査概要

2021年6～9月、日本のK市にある商業施設Aと中国S市にある商業施設YおよびWで、日本語と中国語の禁止表現をそれぞれ異なり数で48例と45例を収集し、上記の枠組みに従い分析を行った。

4. 結果及び考察

4.1 全体的な情報量と各禁止表現の出現数

全体的な情報量について、日本では49件のデータのうち122文が、中国では45件データのうちに89文が数えられた。日本の方が、情報量が多いことがわかった。また、情報量を多くすることで受信者へのポライテネス上の配慮を行っていると予想できる。各表現の出現数については、表2に示しているように、日本では明示的禁止表現の使用数が低く、非明示的禁止表現や情報提示を使う用例が多い。中国では情報提示の使用数が少なく、明示的禁止表現と非明示的禁止表現の使用例が多い (p<.05)。日本では不快感を覚える否定形式の表現を避け、中国では明確でない情報の提示を避けることがわかる。

表2 各禁止表現の出現数

明示性	表現形式	日本	中国
明示的禁止表現	禁止	1	11
	否定指示	2	8
	否定依頼	16	12
	その他の明示的禁止表現	5	0
合計		24	31 (35.6%)
非明示的禁止表現	肯定指示	3	16
	肯定依頼	48	11
	その他の非明示的禁止表現	0	3
合計		51 (41.8%)	30 (34.5%)
情報提示		47	26
合計		47 (48.5%)	26

4.2 各禁止サインで見られた禁止表現の組み合わせ

各禁止サインで見られる禁止表現の組み合わせについては、一文と複数文からなるものに分けて論じる。

4.2.1 一文からなるもの

一文からなるものでは、日本では(5)と(6)のような非明示的禁止表現を使う傾向があるが、中国では(7)、(8)、(9)のような明示的禁止表現を使う傾向がある (p<0.05)。

- (5) 車椅子利用禁止
- (6) ベルトから体を乗り出さないようにお願いします。
- (7) 禁止停車 (駐車禁止)
- (8) 非请勿入 (許可なしに入らないこと)
- (9) 请勿摄影 (撮影しないでください)

一文からなるものでは、日本が非明示的禁止表現と情報提示を好み、相手が不快感を覚える否定指示の表現を避ける傾向があり、現場の状況を提示するだけで、どのような適切な行動を取るべきかを受信者に示唆する表現も多い。それに対して、中国では効率的な伝達を意図した明示的禁止表現が好まれ、受信者に明確な禁止情報を提供している。

表3 一文からなるもの

明示性	表現形式	日本	中国
明示的禁止表現	禁止	1	8
	否定指示	0	3
	否定依頼	2	4
合計		3	15 (33.3%)
非明示的禁止表現	肯定指示	2	1
	肯定依頼	8	2

合計		10 (20.4%)	3
情報提示	情報提示	8	2
合計		8 (16.3%)	2

4.2.2 複数文からなるもの

複数文からなるものでは、日本では(10)、(11)、(12)のような明示的禁止表現や、非明示的禁止表現と情報提示を併用する傾向があり、中国では日本のような行動指示表現と情報提示の併用も多いが、(13)、(14)、(15)のような明示的禁止表現、非明示的禁止表現という行動指示表現の複数使用も多いことが示された。

- (10) 危険 ベビーカーやカートに乗せないこと けがをする恐れがあります。
- (11) 感染防止のため、間隔を開けてお並びください。ソーシャルディスタンス 離れてください 約1m
- (12) お買い物中のカゴなどを置く台としてご利用ください。カゴ置き台、遊具、踏み台、椅子などとして使用しないでください。ご使用時には天板の汚れに十分ご注意ください。耐荷重 20kg
- (13) 请勿扶靠 请勿攀爬 (もたれないでください。登らないでください。)
- (14) 出门戴口罩 做好防护工作 (お出掛けの際に、マスク着用し、感染対策を行ってください)
- (15) 牵紧孩童 请勿嬉戏 (お子様の手を繋いで、遊ばないでください)

日本では、商業施設で禁止情報を掲示する際に、相手が納得できるよう状況も同時に説明する習慣があり、中国では、サービス提供者でも禁止の効率も重視し、相手の行動を指示する表現のみを提示することが多いことが分かる。

表4 複数文からなるもの

明示性		日本	中国
行動指示表現の 複数使用	明示的禁止表現の複数使用	1	2
	非明示的禁止表現の複数使用	1	5
	明示的禁止表現と非明示的禁止表現の併用	0	3
合計		2	10 (25.6%)
行動指示表現と 情報提示の併用	明示的禁止表現と情報提示の併用	3	5
	非明示的禁止表現と情報提示の併用	11	6
	明示的禁止表現、非明示的禁止表現と情報提示の併用	10	3
合計		24 (49.0%)	14 (35.9%)
情報提示の複数使用		2	0
合計		2	0

5. まとめと今後の課題

商業施設での調査で、日本では明示的な禁止表現を避け、多様な表現をする工夫がなされているが、中国では禁止情報の効率的な伝達が目指されていることが分かった。今後はデータ数を増やし、本研究の結果の妥当性を検証する必要がある。また、中国に進出している日本企業の禁止情報の明示性も検討していきたい。

参考文献

- 王天昊(2017). 大学キャンパスにおける禁止表現の日中対照研究, 日本語教育方法研究会誌, 24(1), 28-29.
- 金順任(2011). 日本語と韓国語の言語景観における禁止表現一場所による違いを中心に, 明海日本語, 16, 53-62.
- 田北冬子(2012). 日本におけるネガティブポライトネス: "遠慮" 概念の再考. 広島外国語教育研究, 15, 189-196.
- 増澤直彦(2021). 禁止サインの表現形式に関する調査一金沢市を事例に, 金沢大学人間社会学域経済学類社会言語学演習 [編] 論文集, 16, 53-69.
- 楊敏(1997). 日本人の「日常会話における文末の省略」と「言語習慣」 「……けれども (以下省略).」 という形の文について, 年報いわみざわ: 初等教育・教師教育研究, 57-62.